令和6年度 宮崎県環境情報センター運営等に係る 業務委託仕様書

I 宮崎県環境情報センター運営等に係る業務

1 宮崎県環境情報センター(以下「環境情報センター」という。)概要

<u>1 宮崎県</u> 境境	青報センター(以下「環境情報センター」という。)概要
(1)設置目的	県民の環境保全に関する知識の普及と啓発、環境教育や環境保全活動を 支援する
(2)場所	県立図書館1階(宮崎市船塚3丁目210番地1) ※場所の使用等については、別添①の「宮崎県環境情報センターに関する 覚書」に従うこと。
(3)委託期間	令和6年4月1日~令和7年3月31日
(4)運営日 及び時間	運営日及び時間については、次のとおりとする。 開館:火曜日~日曜日・祝日午前9時から午後6時まで 休館:ア毎週月曜日 イ年末年始(12/29~1/3) ウ特別整理期間 ※運営日については県立図書館の開館日に合わせる。
(5) スタッフ	ア 次の条件を満たす職員を配置し、以下に定める業務を行える体制をとること。 ・環境に関して幅広い知識を有する者 ・ホームページの作成・更新に関して知識・技能を有する者 イ 総括担当として1名を選任すること。(常駐者が兼ねることも可)
(6)設備 及び備品	[設備] ア 電 話:0985-23-0322(名義は「宮崎県」) イ ファクシミリ:0985-26-4720(名義は「宮崎県」) [備品] ア 県が管理する備品は、別添②「備品一覧」のとおり イ ファクシミリ1台、コピー複合機1台、パソコン2台は、受託者がリース契約により設置

2 相談対応等主要業務の内容

2 作飲刈心守土安未伤り四台	
項目	備考
(1) 来所者、電話、電子メール等で の相談や問い合わせに対する対応	・各対応内容は記録すること。
(2) 環境に関する情報の収集・提供	
① 環境関連図書・パネル・VTR・DVD等の収集・紹介	・必要に応じて図書や教材を購入し適正に管理するとともに、効果的な活用に努めること。 ・貸出パネルの更新・作成し、最新の情報を提供すること(更新・作成あわせて5枚以上)。 ・講座等において「みやざき読本」を活用(配布) すること。
② ホームページを通じた情報発信	・定期的にイベント・講座、活動事例等の情報を収集するとともに、HP「みやざきの環境」等を活用して配信すること。また、環境情報センターホームページ(令和4年度整備)において利用者が電子媒体を通じて申込ができるよう環境を整備すること。
③ 宮崎県森林環境税のPR	・宮崎県森林環境税に関する資料・パネル等を設置し、森林の公益的機能の重要性や宮崎県森林環境税の使途などの普及・PR等に努めること。
④ 4R普及に関するパネル展示に 係る業務	・循環社会推進課及び展示会場(パネル設置先)との調整を行うこと。 ・展示会場へのパネルの運搬及び設置並びにアンケート用紙及び啓発資材等を配架すること(アンケートや啓発資材等の作成及び印刷は循環社会推進課が行う)。 ・展示会場からのパネル及びアンケート用紙等の回収をすること。 ・循環社会推進課にアンケートの送付をすること。 ・パネル及び啓発資材の保管を行うこと(通年)。
(3)環境講座・出前研修の実施 (環境講座・出前研修 合計年30回以上)	・県民からの依頼等に応じ、センターの職員自らが 企画して環境講座を開催すること。 ※4Rの推進、森林環境教育については必須 内容の内訳(目安) (4Rの推進:総実施回数のうち1/4程度) (森林環境:総実施回数のうち1/4程度) (その他:総実施回数のうち1/4程度)
(4) 県民が取り組む環境教育への支援	受について

における各施設への活動支援

① こどもエコチャレンジ推進事業 ・県が指定あるいは認定した施設の活動状況を把握 し助言を行うこと。

	・指定施設や認定施設の指導者を対象とした研修会 を開催するなど、定期的に情報提供を行うこと。 ・環境森林課と連携して指定あるいは認定にかかる 審査や認定証の交付にかかる準備等を行うこと。
② こどもエコクラブ宮崎県事務局としての業務	・本クラブの宮崎県事務局としての事務を行うこと。・本クラブ事業の普及・促進等を図ること。
③ 次世代エネルギーパークに関す る相談や問い合わせ対応、PR	・次世代エネルギーパークの中心施設として県民からの相談・問い合わせ対応、PRを行うこと。
④ 他の団体等が実施する講座等へ の支援・協力	・県民、事業者等の要望に応じて、講座やイベントの実施に係る支援・協力を行うこと。

(5) 県立図書館との連携について

- 画展等の実施
- ① 県立図書館と連携した講座・企・県立図書館と連携して事業や企画展等を実施する (環境関連図書の紹介、館内の施設の活用等) こ ے ح
 - ※県立図書館、環境森林課、環境情報センターで定 期的な情報交換・協議を行うこと。
- ワークを活用した企画の実施すること。
- ② 県・市町村図書館等とのネット ・市町村図書館での環境教育の推進について、企画

(6)関係団体との連携について

- ① 環境みやざき推進協議会や宮崎県地球温暖化防止活動推進センターの活動に対する 協力
- ② 県内のNPO法人等環境保全に取り組む民間団体等との連携とそれらの活動に対する 支援・協力
- ③ 森林環境教育の取組の強化を図るため、公益財団法人宮崎県緑化推進機構との連携を 図り、環境保全アドバイザーの派遣等の調整を行うこと。
- 3 みやざき環境大学開催業務の内容

環境教育指導者のさらなる指導力の向上や指導者間の連携及び活動家(高校生・大学生等) との連携体制の構築を円滑かつ具体的に行うため、以下の条件で開催すること。

項目	備考
(1) みやざき環境大学開催に	ついて
① プログラムについて	・次の各テーマに関する講座を必ず1回以上(計6回以上) 含む日帰り3回以上のプログラムを作成すること。なお、若
	含む日帰り3回以上のプログラムを作成すること。なお、者年の活動家の参加促進及び環境負荷軽減の観点からリモートによる開催も可能とする。

	○カーボンニュートラルの実現(地球温暖化対策、エネル ギー等)
	○循環型社会の形成(ゴミ減量、リサイクル等)
	○自然共生社会の形成や生物多様性の保全
	○大気、水環境等の保全
	○森林環境教育
	○環境教育全般やコミュニケーション手法
	・座学(60 分程度の講師による研修)とフィールドワーク
	(60 分~90 分程度の環境教育関連施設の見学等) の講座を
	組み合わせたプログラムとすること。
	・参加者同士の意見交換の場を設けること。
	・地球温暖化防止活動推進員と環境保全アドバイザーについ
	て制度概要を説明する時間を設けるよう努めること。
	・講師のプロフィール等を記載したプログラムの作成と配付
	を行うこと。
	・アンケート調査を実施し、結果を報告すること。
② 参加者について	・環境教育指導者(環境保全アドバイザー、地球温暖化防止活
	動推進員、自然保護推進員、環境保全団体メンバー、教職
	員等)と活動家(高校生・大学生等)とすること。
 ③ 参加者の募集について	・チラシ等を作成すること。
	・
	決定通知を行うこと。
	・定員を超えて申込みがあった際は抽選とし、参加できなかっ
	た申込者にはお詫びのお知らせを返送すること。
	1 と 1 (-1 (4 (4) 1 (1) (4) (7 (4) / 1) (1) (2 (2) (2) (3) (2) (3) (3) (3)
④ 講師について	・講座内容に関し、専門性を有し、実績があるかを考慮する
	・講師、出演者等の送迎、アテンドを行うこと。
⑤ 集合場所について	・参加者確保、地球温暖化防止の観点から、公共交通機関を
	利用できる、利便性の高い場所とすること。
⑥ その他	・会場演出・設営、備品(映像機器、PC等) の手配、講座等の
	進行、運営を行うこと。
	・開催に必要な準備一切を行うこと。

4 環境保全アドバイザー派遣業務の内容

項目	備考
(1)環境保全アドバイザー の派遣と広報 (年120名を目途)	・本制度を広く県民に紹介し、利用を促進すること。 ・県民等の要請に応じてアドバイザーを選定し、派遣すること。 ・アドバイザーに対して謝金、旅費を支払うこと。 ・派遣毎に報告事項をまとめること。 ・アドバイザーの専門分野や講座内容の例、実績を分かりやすくまとめたカルテを作成し、チラシ等と併せて活用依頼

を行うこと。 ※アドバイザーの登録は環境森林課で行う。 ※要綱等は別添③-1及び③-2のとおり。

5 宮崎県次世代エネルギーパークの活用推進

5 宮崎県次世代エネルキー/	
項目	備 考
(1) 宮崎県次世代エネルギー	- パーカの概要
「日前保久臣八二十八八十	
ア目的	再生可能エネルギーをはじめとした次世代のエネルギーに、実際に県民が見て触れる機会を増やすことを通じて、エネルギー、環境問題への理解と関心を促す。
イ 認定時期	平成25年9月(経済産業省資源エネルギー庁から認定)
ウ 認定施設	30施設(令和6年2月現在) ※施設一覧については別紙を参照 ※施設については、今後増減の可能性あり。
(2)業務の内容について	
①見学にかかる相談・問い合	次世代エネルギーパークの見学にかかる相談・問い合わせに
わせ対応について	ついては環境情報センターが対応する。
	【内容】
	人数等を確認し、各施設の担当者と受入調整をすること。
	(詳細は見学希望者と各施設の担当者で調整。)
	見学者に対し見学後概ね1か月以内に実績報告書の提出を
	求めること。
②次世代エネルギーパークな	各施設の紹介等を掲載したパンフレット等を発行するこ
どをPRするためのパンフレ	と。
ット等の作成及び発送	※可能な限り環境情報センターや環境保全アドバイザー制度
	等の紹介も行うこと。
	※令和6年8月末までに発行するものとする。
	【発行部数】
	• 5,000 部以上
	【送付先】
	・市町村・県内学校(幼稚園・保育所等も含む)等
③見学会の開催	【内容】
	・次世代エネルギーパークと県内の自然・食・文化等を融合
	させた見学会を開催すること。
	・子どもから大人まで参加可能な見学会を企画し、参加者の
	安全には十分配慮すること。
	【実施回数】
	・年3回程度とする。

項目	備考
(1)センター業務日誌の作 成	毎日 ※日誌の様式は別添④のとおり
(2)利用者報告書の作成	毎月(翌月5日までに作成)
(3)委託業務終了時	・委託業務について速やかに報告書を作成・提出すること。 ・環境講座、出前研修の開催実績については、開催毎に報告 事項をまとめること。 ・みやざき環境大学の開催に伴い作成した広報用チラシ データを提出すること。 ・事業実績については、事業毎に報告事項をまとめること。

※上記のほか、環境森林課から委託業務に係る報告等を求められた場合は、速やかに報告を行うこと。

Ⅱ その他

新型コロナウイルス感染症等の影響により、本仕様書に定める業務の実施が困難な場合は、 実施の可否又は方法について、甲と協議すること。

宮崎県次世代エネルギーパーク認定施設一覧

令和6年2月現在

再エネ種別	施設名
太陽光発電関連	・宮崎大学集光型太陽光発電システム(宮崎市)
	・宮崎ソーラーウェイ(都農町)
	・大淀ソーラーパーク(三股町)
	・西都市清水メガソーラー発電所(西都市)
	・清武発電所 (宮崎市)
	・ETOランド速日の峰MS発電所(延岡市)
	・株式会社 MFE HIMUKA 太陽光発電オフグリッド(日向市)
太陽熱利用関連	・宮崎大学ビームダウン式太陽集光装置(宮崎市)
バイオマス関連	・エコクリーンプラザみやざき(宮崎市)
	・みやざきバイオマスリサイクル発電所(川南町)
	・株式会社三共(小林市)
	・中国木材バイオマス発電所(日向)(日向市)
	・都城市クリーンセンター(都城市)
	延岡市清掃工場(延岡市)
	・株式会社グリーンバイオマスファクトリー宮崎都農発電所
	(都農町)
	・くしま木質バイオマス株式会社 大生黒潮発電所(串間
	市)
	・MT エナジー株式会社(都城市)
バイオガス関連	・霧島酒造(株)焼酎粕リサイクルプラントおよび発電施設
	(都城市)
	・宮崎処理場(宮崎市)
	・妙田下水処理場(延岡市)
水力関連	・綾第二発電所(水力発電所)(綾町)
	・小丸川発電所(木城町)
	・諸塚小水力発電所(川の口)(諸塚村)
	・大日止昴小水力発電所(日之影町)
	・田代陣の池ホタル谷小水力発電所(えびの市)
	・椎葉村間柏原発電所(椎葉村)
風力関連	・中九州大仁田山風力発電所(五ヶ瀬町)
	・串間風力発電所(串間市)
天然ガスコージェネレー	・宮崎市自然休養村センター (宮崎市)
ションシステム関連	
温度差熱利用	道の駅くしま(串間市)